

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、車両部品の溶接作業に従事していたところ、平成○年○月○日、公園の滑り台の手すりにロープを掛けて縊死した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否

かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「ICD-10診断ガイドラインに照らし分類すれば、被災者に明らかに出現した希死念慮のみでは判断できず、判定不能と言わざるを得ないが、あえて発病の有無、発病時期、疾患名を推定するとすれば、被災者には自殺未遂、イライラ感、死後について話す等、うつ病を示唆する状態ではあったが、被災者と最も近い関係にあった妻は、妊娠、出産により家族での観察は不十分であったと推測され、被災者に出現した症状が見落とされた可能性は否定できないことから、被災者は、平成〇年〇月上旬頃に『うつ病エピソード』を発病したと推定する。」と述べている。

上記専門部会の意見は、被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について判定不能とするものの、被災者の言動から被災者がうつ病を示唆する状態であったと認めた上で、被災者に出現した症状が見落とされた可能性は否定できないとして、被災者に発病した精神障害及びその発病時期を明確に推定している。当審査会としても、被災者の言動の推移に鑑みると、上記専門部会の推定は妥当であると判断する。よって、被災者は平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものとみることが相当であると判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外」について

（ア）請求人らは、被災者は恒常的な長時間労働に従事することを余儀なくされたことから、本件疾病を発病したものである旨を主張する。

（イ）当審査会において、本件資料を精査し、検討すると、被災者の評価期間における時間外労働時間について、監督署長は決定書理由第2の2の（1）の（カ）の（ウ）の労働時間集計表において、それぞれ、発病前1か月88時間37分、同2か月96時間49分、同3か月113時間02分、同4か月67時間、同5か月95時間22分、同6か月101時間01分であったと認定しているが、この点について、請求人は、平成○年○月○日付け聴取書において、「被災者が職長に昇格してから、残業時間が長くなり、平成○年○頃には日曜日でも会社から電話がかかるようになり、同年○月頃からは土曜日でも出勤するようになった。」、「被災者は、タイムカードを押してから仕事をしていた日もあり、○部では最後のことが多く、セキュリティカードを持って帰ってくることもあった。サービス残業の時間は分からないが、1日1時間位だと言っていた。」旨申述している。これに対し、D係長は、平成○年○月○日付け聴取書において、「平成○年頃から会社の受注が上昇するにつれて、被災者の時間外労働も長くなり、その頃から月に90時間位恒常的に時間外労働を行うようになった。平成○年○頃から取引先に合わせて当社も土曜日に製造を行うことになり、同年○月頃からは職長以上の監督者は土曜日でも出勤するようになった。」旨述べ、また、会社上司E○部長は、「平成○年○月頃、会社から100時間以上の残業はしないように残業規制がかかったが、被災者から『残業規制は何かないか』、『タイムカードを切って仕事をしている』と言われ、被災者に対しサービス残業はしないように指示した。」旨述べている。これら請求人及び会社上司の申述に鑑みれば、被災者は、上記監督署長が認定した時間外労働時間を超えて就労していた可能性が高いとみるのが相当であ

り、当審査会としては、被災者は本件疾病発病直前の連続した3か月間に、1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行っていたものと判断する。

(ウ) そうすると、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に該当し、その心理的負荷の平均的な強度は「中」であるところ、当審査会としては、被災者の就労状況は上記(イ)のとおりであり、通常その程度の労働時間を要するものであったと認められることから、その心理的負荷の総合評価は「強」と評価されるものであると判断する。

(エ) 以上のことから、当審査会としては、被災者の評価期間における業務による心理的負荷の全体評価は、「強」とであると判断する。

(4) 業務以外の心理的負荷について

本件における資料から、発病後の出来事として認定基準別表2「業務以外の心理的負荷評価表」の具体的出来事「夫婦のトラブル、不和があった」に該当する出来事が認められる。仮に、その心理的負荷の強度を評価するとしても、「I」ととどまるものと判断する。

(5) 個体側要因について

被災者には、過去に精神科等への受診歴は認められておらず、その他特段問題となる行動等は確認されていない。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたことによるものと推認されるところであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。